

一般社団法人 日本助産学会
会員各位

一般社団法人日本助産学会
選挙管理委員会

日本助産学会 代議員および理事・監事 選挙告示

下記のとおり代議員および理事・監事の実施します。任期は代議員および理事が 2 年、監事は 4 年です。投票方法は、オンライン投票システムにより行われます。下記に示す投票期間に定められた方法で投票してください。選挙の開始は学会ホームページ、メール一斉配信にてお知らせいたしますので、期日が近くなりましたら学会からの情報配信にご注意ください。

I 代議員選挙

1. 選挙人および被選挙人

- (1) 選挙人は、2025 年 8 月 31 日までに本年度の会費を納入した普通会員とする。
- (2) 被選挙人は、選挙人の条件を満たし、かつ入会年度を含めて継続して 3 年以上経過した普通会員とする。

但し、代議員（現評議員）のうち、連続して 3 期を務めている者は被選挙権を有しない。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 選挙は地区別の投票によって行う（選挙権および被選挙地区は、2025 年 9 月 30 日時点で普通会員本人が指定した資料送付先の住所により定める）。
- (2) 地区は、北海道、東北、関東（東京を除く）・甲信越、東京、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の 8 地区単位で選出する。各地区での選出定数は、地区ごとの会員数（25 名に 1 人）によって決定する。
- (3) 投票期間 **2025 年 11 月 6 日（木）～2025 年 11 月 17 日（月）**

3. 当選人の決定

- (1) 地区別に最多有効得票の者から順次当選とする。
- (2) 同得票数の者が 2 人以上の時は、選挙管理委員長が抽選で当選人を決定する。
- (3) 当選が決定したときは、選挙管理委員会が当選人にその旨を通知する。
4. その他疑義が生じた際は、その都度選挙管理委員会において決定する。

II 理事・監事選挙

1. 選挙人および被選挙人

- (1) 代議員選挙によって選出された代議員が選挙人および被選挙人となる。

2. 選挙の実施および方法

- (1) 選挙は、投票によって行う。5 地区以上の代議員の中から理事定数を選抜する。
- (2) 投票期間 **2026 年 1 月 13 日（火）～2026 年 1 月 23 日（金）**
3. 当選人の決定
- (1) 5 地区以上にわたる代議員受諾者の中から、有効得票数の多い者を順次当選とする。
- (2) 同得票数の者が 2 人以上の時は、選挙管理委員長が抽選で当選人を決定する。
- (3) 当選が決定したときは、選挙管理委員会が当選人にその旨を通知する。
4. その他疑義が生じた際は、その都度選挙管理委員会において決定する。

III 投票方法について

投票方法は会員専用ページからのオンラインシステムでの投票となります。

以上